

災害時等におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定書
(一般土木) (案)

国土交通省関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所長 ○○○○(以下「甲」という。)と、株式会社○○○○代表取締役 ○○○○(以下「乙」という。)とは、鬼怒川ダム統合管理事務所のダム管理施設等の応急復旧業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鬼怒川ダム統合管理事務所の管理する区域(以下「管理区域」という。)において地震、豪雨等による災害が発生または発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)の対応に関し、これに必要な建設機械、資材、資材運搬、技術者及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について甲乙双方でその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業務の適用範囲)

第2条 本協定の適用範囲は洪水、地震等による土木関係施設の被害の応急復旧作業とする。

(業務の実施区域)

第3条 業務の実施区域は、別紙に示す管理区域とする。

(出動の要請)

第4条 甲は、管理区域に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話、電子メール等の方法により乙に出動を要請する。

(業務の実施体制)

第5条 乙は、災害時等に甲から連絡体制、人員の確保の可否及び建設資機材等の状況等の照会を受けた場合は、速やかに回答しなければならない。

2 乙は、甲から災害応急復旧業務のため出動の要請を受けた場合は、直ちに対象管理区域の被災状況を把握して報告するとともに、甲の指示により業務を

開始しなければならない。

- 3 乙は、甲からの要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者を定めなければならない。

(業務の指示)

第6条 業務の指示は、甲又は第3条に定める区域を担当するダム管理支所長等(以下「職員等」という。)が行い、乙はその指示に従わなければならない。

(業務の完了)

第7条 第5条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話、電子メール等の方法により、直ちに職員等へその旨を報告し、確認を受けなければならない。

(業務の実施報告)

第8条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面にて職員等へ報告しなければならない。

(契約の締結)

第9条 甲は第4条により乙に出動を要請したときは、遅滞なく乙と災害応急復旧業務に関する随意契約を締結しなければならない。なお、乙は上記契約締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。

- 2 前項の当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険でなければならない。

(連絡先の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第5条第2項の業務に際し、甲へ連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告しなければならない。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時又は連絡先の現状について甲が特に求めたときは、遅滞なく提出しなければならない。

- 3 甲は災害時の連絡先について予め書面により乙に通知しなければならない。

(建設資機材等の報告、提出)

第 11 条 乙は、甲が実施する第 5 条第 2 項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量等の調査に協力しなければならない。

2 乙は前項の調査で報告した内容に著しい変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について特に報告を求められたときは、遅滞なく甲又は職員等に報告しなければならない。

3 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により通知しなければならない。

(建設資機材等の提供)

第 12 条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第 13 条 乙は、甲が特に必要として第 3 条に規定する以外の区域に出動を要請した場合、原則としてこれに応じなければならない。

(費用の請求)

第 14 条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第 9 条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 15 条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第 9 条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(訓練等への参加)

第 16 条 乙は、甲が主催する訓練、講習会、甲が所有する災害対策用機械の運搬、操作等を円滑に行うための研修等について、甲からの要請があった場合は、原則参加しなければならない。なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

(損害の負担)

第 17 条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に

損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、速やかに甲または職員等に遅滞なく連絡を行い、その状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定める。

(有効期限)

第 18 条 この協定の有効期間は締結の日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解除)

第 19 条 甲は、乙に社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときは、この協定を解除することができる。

2 甲はこの協定に関する乙の参加申請書等の記載に虚偽があった場合は、この協定を解除することができる。

3 乙は、協定解除を書面で甲に求めることができる。甲はやむを得ないと認めた場合、協定を解除する。

(協議)

第 20 条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第 21 条 乙が関東地方整備局長(以下「局長」と言う。)から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日 建設省厚第 91 号)に基づく指名停止期間中は、この協定を適用しない。ただし、予め局長承認を受けた場合は、その限りでない。

2 乙が関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち、一般土木工事、維持修繕工事又は法面処理工事のいずれかに登録されていない場合はこの協定書を適用しない。

